絶版本がスマホで閲覧可能に！
図書館のデジタル化と舞台裏

2022年5月25日版
山田太郎事務所　V4

トピック

国民審査法違憲！最高裁大法廷判決

在外国民審査訴訟判決のポイント

在外国民審査投票を認めない法律	違憲
国会の立法不作為	違法、賠償命じる
原告が次の国民審査も投票できない	違法

【図解】在外国民審査訴訟判決のポイント

出典：時事ドットコムニュース　　在外投票不可は「違憲」 国民審査法めぐり初判断―国会の不作為、賠償命じる・最高裁大法廷
https://www.jiji.com/jc/article?k=2022052500827&g=soc

法令違憲判決（1～8件目）

	回次	件名	経過	内容
1	71	刑法違憲判決	昭48. 4. 4 判決 4. 15 確定 4. 16 正本受理 4. 17 議運理報告	刑法200条は、尊属殺の法定刑を死刑又は無期懲役刑のみに限っている点において、その立法目的達成のために必要な限度を超え、普通殺に関する刑法199条の法定刑に比して著しく不合理な差別的取扱いをするものであり、法の下の平等を保障した憲法14条1項に違反し無効であるとした判決である。
2	75	薬事法違憲判決	昭50. 4. 30 判決、確定 5. 1 正本受理 5. 6 議運理報告	薬局の開設などの許可基準の１つとして、距離制限を定めた薬事法6条2項・4項は、不良医薬品の供給防止といった目的を達成するための必要かつ合理的な規制を定めたものとは言えず、職業選択の自由を保障した憲法22条に違反し無効であるとした判決である。
3	77	公職選挙法違憲判決	昭51. 4. 14 判決、確定 4. 14 正本受理 4. 15 議運理報告	47年の衆議選で議員１人当たりの選挙人数の開きが最高５対１の割合に達していたのは、憲法の選挙権の平等の要求に反し、憲法上要求される合理的期間内の是正も行われなかったとして、定数配分規定を違憲としたが、原告の選挙無効の請求については、事情判決の法理を適用し、選挙を無効とせず棄却した判決である。
4	102 閉	公職選挙法違憲判決	昭60. 7. 17 判決、確定 7. 17 正本受理 7. 18 議運理報告	58年の衆議選で議員１人当たりの人口の格差が最大１対４・４倍の格差があったのは、憲法が要求する投票価値の平等に反し、国会に求められていた合理的期間内の是正も行われなかったとして、定数配分規定を違憲としたが、原告の選挙無効の請求については、事情判決の法理を適用し、選挙を無効とせず棄却した判決である。
5	108	森林法違憲判決	昭62. 4. 22 判決、確定 4. 23 正本受理 4. 23 議運理報告	森林経営の零細化防止のために共有林の分割を制限している森林法186条は、財産権を保障した憲法29条2項に違反し無効であるとした判決である。
6	154 閉	郵便法違憲判決	平14. 9. 11 判決、確定 9. 12 正本受理 10. 9 議運理報告	書留郵便が紛失･損傷した場合等にのみ国が損害賠償する旨の郵便法68、73条の規定は、郵便業務従事者の故意又は重大な過失で損害が生じた場合の国の損害賠償責任を免除しており、憲法17条に違反し無効であるとした判決である（また、書留の一種である特別送達郵便は、単純な過失で損害が生じた場合でも、国の賠償責任を免除するのは違憲とした）。
7	162 閉	在外邦人選挙権の制限違憲判決	平17. 9. 14 判決、確定 9. 15 正本受理 9. 15 議運理報告	① 平成10年改正前の在外選挙制度導入前の公職選挙法の規定が憲法に違反すること、 ② 平成10年改正後の公職選挙法附則第8項の規定のうち、在外選挙制度を比例代表選出議員の選挙に限定する部分が、遅くとも本判決言渡し後に初めて行われる総選挙又は通常選挙の時点において憲法第15条1項、3項等に違反すること、 等を内容とする判決である。
8	169	国籍法違憲判決	平20. 6. 4 判決、確定 6. 5 正本受理 6. 5 議運理報告	日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した子の日本国籍取得の要件について定める国籍法第３条の規定が、合理的理由のない差別として、憲法第14条第１項に違反すること等を内容とする判決である。

法令違憲判決（9～12件目）

	回次	件名	経過	内容
9	184 閉	非嫡出子相続規定違憲決定	平25.9.4 決定、確定 9.5 正本受理 10.7 議運理報告	民法900条４号但し書きで、非嫡出子の相続分を嫡出子の２分の１としている規定が、合理的理由のない差別として、憲法第14条第１項に違反すること等を内容とする決定(※)である。 ※家事審判法に基づく判断であり、判決ではなく決定となる。
10			平25.9.20 同種の別事件の決定正本を受領（10.7の議運理報告では言及せず）。	
11	189 閉	再婚禁止期間規定違憲判決	平27.12.16 判決、確定 12.17 正本受理 12.18 議運理報告	女性について６箇月の再婚禁止期間を定める民法733条１項の規定のうち100日を越えて再婚禁止期間を設ける部分が、合理性を欠くものとして、憲法14条１項及び24条２項に違反すること等を内容とする判決である。
12	208	在外国民審査権の制限違憲判決（仮）	令４．5.25 判決、確定	（別添記事参照）

関連法令

日本国憲法

第15条
　第1項　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第79条
　第2項　最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
　第3項　前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
第81条　最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

最高裁判所裁判事務処理規則

第12条　法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないとの裁判をするには、八人以上の裁判官の意見が一致しなければならない。
第14条　第十二条の裁判をしたときは、その要旨を官報に公告し、且つその裁判書の正本を内閣に送付する。その裁判が、法律が憲法に適合しないと判断したものであるときは、その裁判書の正本を国会にも送付する。

国立国会図書館
個人向けデジタル化資料送信サービス

個人向けデジタル化資料送信サービス：概要

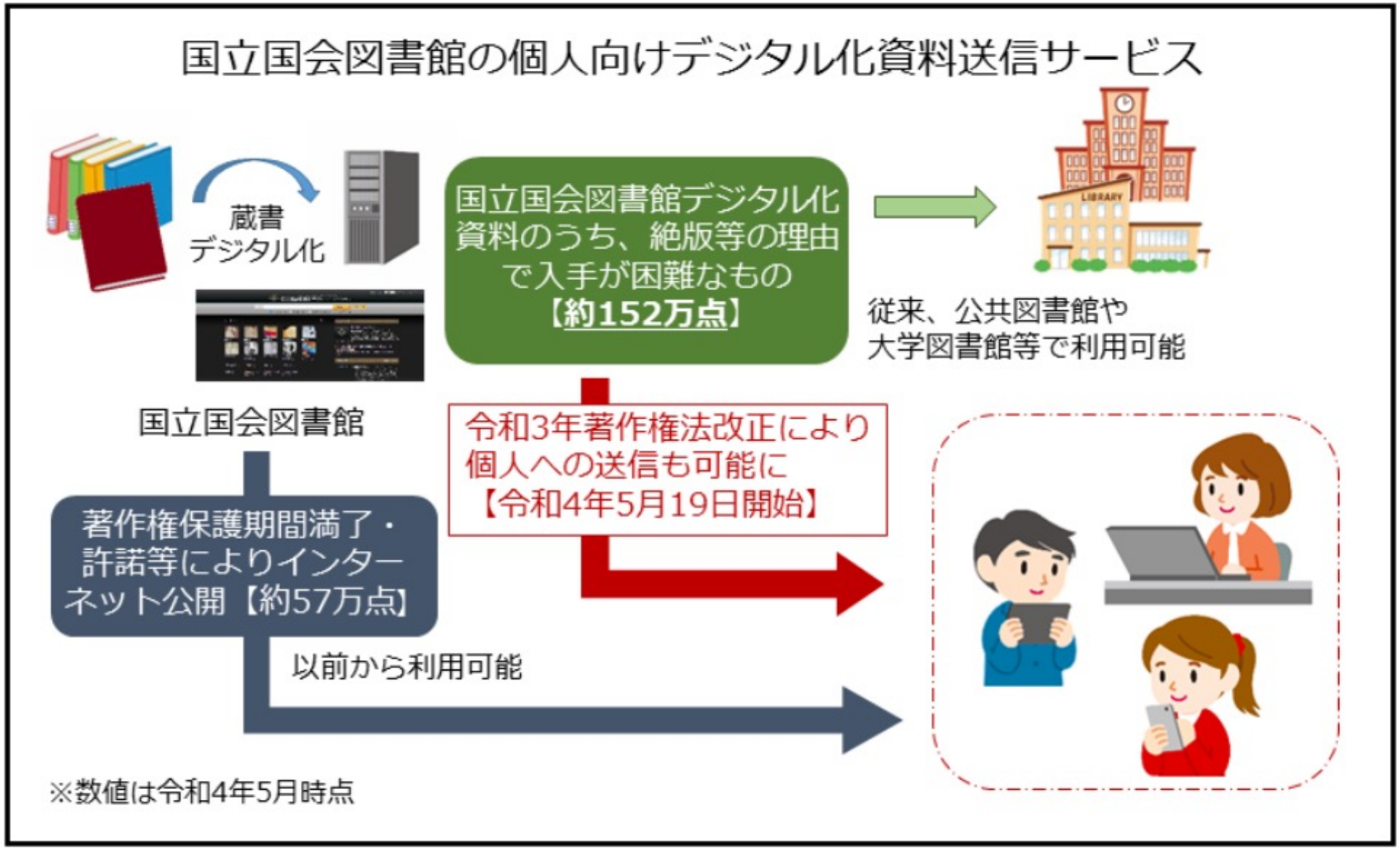

出典：国立国会図書館「2022年5月19日 「個人向けデジタル化資料送信サービス」の開始について（付・プレスリリース）」
https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/220519_01.html

個人向けデジタル化資料送信サービス：PCでの閲覧イメージ

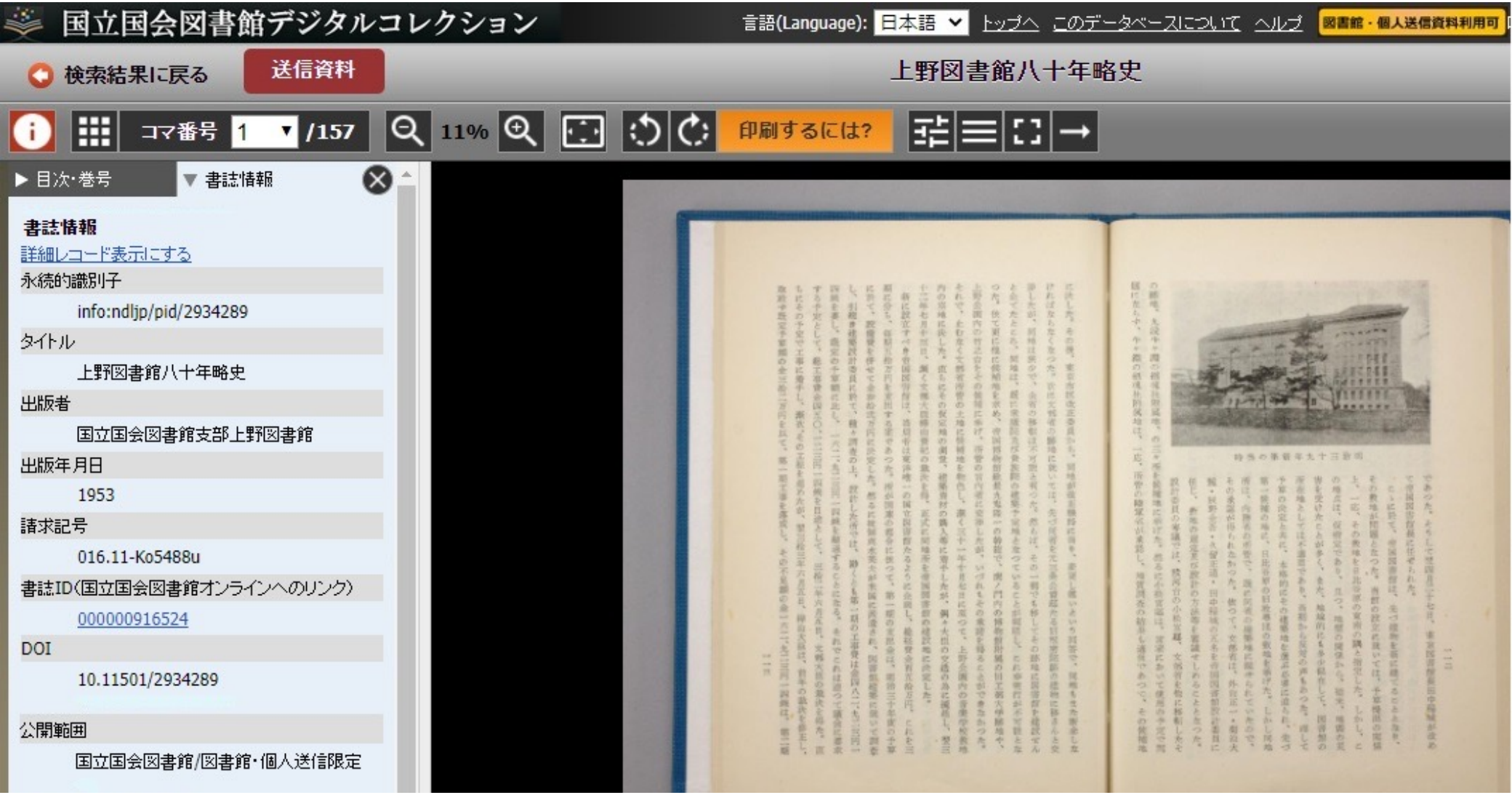

出典：国立国会図書館　図書館向けデジタル化資料送信サービス
https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/index.html

個人向けデジタル化資料送信サービス：対象資料

＜参考：国立国会図書館所蔵資料のデジタル化の状況（令和４年５月19日時点）＞

資料種別	インターネット公開（著作権保護期間満了等）	図書館・個人送信（絶版等資料）	国立国会図書館館内限定（その他）	合計
図書	３６万点	５５万点	８万点	９９万点
雑誌	２万点	８２万点	５１万点	１３５万点
博士論文	２万点	１３万点	２万点	１６万点
その他	１９万点	４万点	１０万点	３１万点
（合計）	５７万点	１５２万点	７２万点	２８１万点

（端数処理のため合計が一致しない場合がある。）

出典：国立国会図書館「2022年5月19日 「個人向けデジタル化資料送信サービス」の開始について（付・プレスリリース）」
https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/220519_01.html

個人向けデジタル化資料送信サービス：Q&A

Q1：今回のサービスでは**全文検索できるか**？
A1：**現在は、全文検索できない。**
　　しかし、**2022年12月より、全文検索できるようになる**予定。

Q2：今回のサービスでは**印刷できるか**？
A3：**現在は、印刷できない。**
　　しかし、**2023年1月より、印刷できるようになる**予定。
　　※　印刷できる頁数等に制限はない予定。

Q3：今回のサービスでは、**デジタル化されたすべての絶版等資料が対象となるのか**？
A3：**商業雑誌及び漫画は含まれない**※。
　　事前及び事後の**除外手続によって除外された資料は対象とならない。**
　　除外要件は以下の通り。
　　①　当該資料又は同内容の著作物が市場（オンデマンド出版及び電子書籍市場を含む。）において流通している場合（おおむね3か月を目安として流通予定であることを公開情報により確認した場合を含む。）
　　②　当該資料又は同内容の著作物の著作権が著作権等管理事業者により管理されている場合
　　③　当該資料の著作者から送信利用の停止の要請があった場合
　　※　参考：図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）に係る除外手続
　　https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/distribution.html

国立国会図書館での資料のデジタル化事業

03 資料の搬出

オリコンをトラックに積み込み搬出します。1回で運べるのは400箱程度です。令和3年度は延べ100台近くの10tトラックで資料の移送を行いました。

運び出す箱を間違えないよう、バーコードで管理し、1箱1箱チェックします

大きなトラックに積み込んで出発！

04 撮影前検査

ここから先は、専門の技術やノウハウを持つ、複数のデジタル化事業者に作業を委託しています。基本的に作業は分業制で、作業の区分ごとにラインがあるようなイメージになります。

デジタル化作業中にも資料が劣化することがないよう、デジタル化事業者の保管庫内は、国立国会図書館の書庫と同様の温湿度（温度22℃、湿度55%）を目安とし、かつ作業場所を保管庫との温度差が10%を超えないようにしています。温湿度を定期的に測定、記録もしています

資料が届いて荷下ろしをしたら、まず最初に、予定していた資料が全点届いているか、リストをもとに確認を行います。万が一にも資料を紛失することがないよう、資料を移動させたり、デジタル化したりする都度、リストをもとにチェックしています。

リスト確認

次に、資料の大きさや状態を調べて、どのスキャナで撮影するかを決めたり、撮影時の注意事項をメモしたりします。

資料検査

検査の様子

01 デジタル化する資料の選定・事前調査

選定

デジタル化は対象資料を選定するところから始まります。令和3年3月に当館で策定した「資料デジタル化基本計画2021-2025」に基づいて対象の資料を選定していきます。評価基準として、唯一性、希少性、利用機会の拡大、劣化状況、保存の緊急性、デジタル化への社会的・学術的ニーズ等を考慮します。

ただ、基本的に大量処理が前提なので、1点ずつ選ぶというわけではなく、この資料群のこの年代のもの、という形で選定していきます。

リスト作り
コマ数計算

対象が決まったら、資料が破損していないか等の状態チェックと、デジタル化対象資料のリスト作りを行います。令和3年度は、東京本館書庫のおよそ1層（1フロア）分、45万点のリストを作りました。

さらに、デジタル化はコマ数*での契約なので、ページ数や図版の数を元に大体何コマくらいになりそうかを計算します。中には古い資料でデータが整備されていなかったり、特殊な形状の資料もあり、試行錯誤しながら計算しています。

また、傷んでいる資料は補修も行います（→16ページ「館内スコープ」もご覧ください）。

＊当館のデジタル化では、通常見開きページを1つの画像として撮影し、それをコマと呼んでいます。

02 資料の梱包

リストをもとに、資料をデジタル化事業者の作業場所に運ぶために、書架から抜き取り梱包します。資料が汚れたり壊れたりしないよう、緩衝材などと一緒に折りたたみコンテナ（オリコン）に詰めます。

1つのオリコンに入る冊数は25冊程度。令和3年度には、約18,000箱の箱詰めが行われました。箱1つが50L、全体で90万Lですから、全部で25mプール1.5個分程度の体積になりました。

梱包作業の様子

空っぽになった書架

大公開！

国立国会図書館での 資料のデジタル化事業

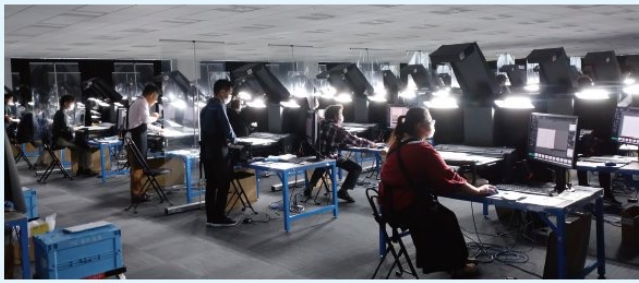

国立国会図書館では、令和2年度補正予算で所蔵資料のデジタルアーカイブ整備の経費として約60億円*が認められたことを受け、令和3年度に、外注により図書約30万点・約4500万コマのデジタル化を実施しました。これは、平成21・22年度補正予算で資料デジタル化の経費として約137億円が認められ、約90万点のデジタル化を行って以来の大規模プロジェクトとなります。

資料のデジタル化というと、コピー機での単純作業のようなイメージが思い浮かぶかもしれません。しかし、30万点もの規模で、かつすべての資料が基本的に一点物で破損が許されないとなると、その作業はコントロールされた工業生産プロセスのようになっていきます。

本稿では、令和3年度の事業を例に、知られざる資料デジタル化の作業の内幕をお届けします。　（電子情報部 電子情報企画課 資料デジタル化推進室）

＊うち外注によるデジタル化分は約45億円

令和2年度補正予算45億円

これまでのデジタル化予算の割合

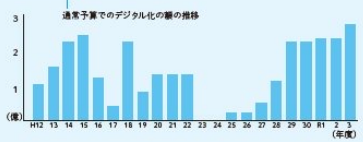

出典：Twitter：国立国会図書館　NDL　@NDLJP
https://twitter.com/NDLJP/status/1520981466599272448?s=20&t=IGtsBK5Cmgl_MrsSz6Px3Q

国会図書館資料のテキスト化

Q. いつから使えますか？

A. 一部はもうお使いいただけます！

著作権保護期間満了資料から作成したテキストデータは、実験システム「次世代デジタルライブラリー(https://lab.ndl.go.jp/dl/)」の全文検索機能でお試しいただけます。なお、著作権存続資料を含む全てのOCR テキストデータを利用した全文検索は、令和４年12 月中にリリース予定の次期「国立国会図書館デジタルコレクション」上で提供する予定です。

Q: テキスト化で何が便利になるの？

A: 検索、読み上げ、情報解析です。

まず、本の中身の検索ができます。目を皿にしてページを見て探す必要はありません。

視覚障害のある方には、読み上げが可能になります。

また、「いつ頃から●●という言葉が広まったのか」といった情報解析も可能です。様々な研究活動にも役立つことが期待されています。

出典：『国立国会図書館月報　733号（2022年5月）』14頁
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12233022_po_geppo2205.pdf?contentNo=1#page=18

国立国会図書館：資料デジタル化の経緯

2000年	• 資料デジタル化を開始。著作権処理を行いインターネットで公開（2～4万冊／年）
2009年	• 著作権法改正（NDLで保存目的のデジタル化が可能に）
2009～2011年	• 大規模デジタル化事業実施（2009年度、2010年度補正予算）
2012年	• 著作権法改正（図書館等への絶版等入手困難な資料の送信が可能に）
2014年	• 図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）開始
2015年	• 災害関係資料のデジタル化（2014年度補正予算）
2018年	• 著作権法改正（外国の図書館等へも絶版等入手困難な資料の送信が可能に）
2019年	• 外国の図書館等にも図書館向けデジタル化資料送信サービスを拡大 • デジタル化内製プロジェクト開始
2021年	• 国内刊行図書のデジタル化（2020年度補正予算） • 資料デジタル化推進室の設置 • 「資料デジタル化基本計画2021-2025」の策定 • 著作権法改正（特に第31条第3項：絶版等資料の個人（家庭）への送信） • 国内刊行図書のデジタル化（2021年度補正予算）
2022年	• 個人向けデジタル化資料送信サービス（個人送信）開始

出典：国立国会図書館から山田太郎事務所への2022年5月24日提供資料

国立国会図書館：「資料デジタル化基本計画2021-2025」

評価要素	• 唯一性・希少性 • 資料の利用機会の拡大（インターネット公開や図書館/個人向け送信が見込まれるか） • 資料の劣化状況、保存の緊急性 • デジタル化への社会的・学術的ニーズ • 国や世界の体系的なデジタルコレクション構築への貢献
対象資料	日本で刊行された資料（外国刊行の日本語資料・日本関係資料も含む） • 図書（2000年までに刊行されたもの）※官庁出版物はそれ以降も含む • 雑誌（刊行後5年以上経過したもの） • 古典籍資料 • 録音・映像資料 • 博士論文 • 他（憲政資料、日本占領関係資料、日系移民関係資料、地図等）
利用提供	• 「国立国会図書館デジタルコレクション」で提供 • 本文テキストデータの作成を推進し、全文検索を可能に • デジタル化済み原資料は原則として利用停止 • 公開範囲：館内限定・図書館/個人送信・インターネット公開

出典：国立国会図書館から山田太郎事務所への2022年5月24日提供資料

国立国会図書館：最新の資料デジタル化の概況

資料	これまでの取組	現状				今後の取組 「資料デジタル化基本計画 2021-2025」
		インターネット公開	図書館送信 個人送信	NDL 館内限定	合計	
図書	明治期以降、1968年までに受け入れた図書 震災・災害関係資料の一部 （1968年以降に受け入れたものを含む。）	36万点	55万点	8万点	99万点	2000年までに刊行・受入したもの（対象：約170万冊） ※官庁出版物は2000年以降も含む ※5年間で100万冊以上のデジタル化を目指す
雑誌	明治期以降に刊行された雑誌 （刊行後5年以上経過したもの）	2万点	82万点	51万点	135万点	刊行後5年以上経過した雑誌 →学協会等からデジタル化要望があるものを優先する。
古典籍	貴重書・準貴重書、江戸期以前の和漢書等	8万点	2万点	-	9万点	（継続）
博士論文	1990～2000年度に送付を受けた論文	2万点	13万点	2万点	16万点	1989年度以前に送付を受けたもの。
その他	地図、官報、録音・映像資料、憲政資料、日本占領関係資料等	11万点	2万点	11万点	22万点	（継続） 新たに、日系移民関係資料を追加
	※2022年5月19日時点の提供点数	57万点	152万点	72万点	281万点	

出典：国立国会図書館から山田太郎事務所への2022年5月24日提供資料

図書館のデジタル化に向けた
国家戦略

知的財産戦略調査会提言
（2020年5月21日）

2020年知的財産戦略調査会提言：コンテンツの利活用

デジタル技術がもたらした環境変化はコンテンツのビジネスモデルや収益構造も変化させている。こうした変化を踏まえ、コンテンツの利活用の促進を通じた文化の発展とイノベーションにつながるよう、デジタル時代に応じた著作権制度を含め関連政策のあり方を多面的に検討する必要がある。デジタル時代に応じたコンテンツ政策に係る課題として、例えば、創作に関する権利のあり方や事前の個別許諾を前提とした利用のあり方等が考えられる。

また、プラットフォームの台頭、ユーザーによる創作・発信・拡散、複数の者のマッシュアップにより創作されたコンテンツ、広告収入の分配や投げ銭といった利益分配モデル、ブロックチェーンやフィンガープリント等の活用による権利処理等デジタル時代に応じたコンテンツの円滑な流通を促進するとともに、クリエーターへの適正な対価還元が実現される方策について、取組を進めることが必要である。円滑な流通を促進する前提として、多様なコンテンツのデジタル化の促進が求められる。また、適正な対価還元の前提として、権利者情報を集約したデータベースの整備等も重要である。

さらに、日本のコンテンツの海外展開に対する支援策を充実させることが求められる。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する

・次世代デジタル著作権の確立（短期・中長期）

・著作権者 DB の整備（含 隣接権者への配分）

・販売目的プラットフォーム整備支援

政務調査会提言
（2020年9月1日）

2020年政務調査会提言：国会図書館資料デジタル化について

具体的には、まず、デジタル化されていない2000年以前に出版された図書等（165万点）について、5年以内に紙資料を電子化する。その際、データにはOCR処理を行い、画像だけでなくコンピュータ文字として認識できる状態で保存し、すでにデジタル化している図書等についても併せてOCR処理を行う。2001年以降に出版された図書等については、2026年までに広くデジタル化の実現手段を探る。

活用面では、国立国会図書館の関係者協議や関係府省庁において、上記課題やウィズコロナ時代に対応した図書館送信制度、絶版等資料へのアクセス容易化のほか、デジタルアーカイブされた図書等の全文検索とスニペット表示（検索キーワードの前後文章の表示）の公開促進などの実現に向けた検討がなされることが望ましい。

いずれにしても、専門的知見に基づく調査や豊富な情報資源の提供によって国会の活動をサポートするという重要な役割を担っている国立国会図書館におけるデジタル化の推進は、我々立法府に課せられた責務である。また、政府に対しても予備費の活用を含めた予算面での手当などその推進を強く求めるものである。

2021年改正著作権法

①絶版等資料のネット送信：2022年5月19日スタート！

１．① 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

（第３１条第４項等関係）

【現行制度・課題】

・**国立国会図書館**は、**デジタル化した絶版等資料**（絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料）のデータを、**公共図書館や大学図書館等に送信することなどが可能**。

⇒ **利用者**は、**公共図書館や大学図書館等に足を運んで、絶版等資料を閲覧**

⇒ 感染症対策等のために**図書館が休館している**場合や、**病気や障害等で図書館に行けない**場合、**近隣に図書館が存在しない**場合には、**絶版等資料の閲覧が困難**

【改正内容】

・**国立国会図書館**が、**絶版等資料**（３月以内に復刻等の予定があるものを除く）のデータを、**事前登録した利用者**（ID・パスワードで管理）**に対して、直接送信できる**ようにする。

⇒ 利用者は、**国立国会図書館のウェブサイト上で資料を閲覧できる**ようになる

（※）実際に送信対象とする資料は、**当事者間協議に基づく現行の運用（漫画・商業雑誌等を除外）を尊重**

・利用者側では、**自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）**や、**非営利・無料等の要件**の下での**公の伝達**（ディスプレイなどを用いて公衆に見せること）を可能とする。

＜現行：図書館等にのみ送信可能＞

①絶版等資料のネット送信：2022年5月19日スタート！

「絶版等資料」（入手困難資料）の定義・運用

法律上の定義

「絶版等資料」は、法律上、「**絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料**」と定義されている（法第３１条第１項第３号）。**「絶版」はあくまで例示**に過ぎず、絶版か否かに関わらず、**現に「一般に入手することが困難」と言えるかどうかによって判断**される。

「絶版等資料」になる場合（例）	「絶版等資料」にならない場合（例）
紙の書籍が絶版で、電子出版等もされていない場合	紙の書籍が絶版だが、電子出版等がされている場合
将来的な復刻等の構想があるが、現実化していない場合	単に値段が高く経済的理由で購入が困難である場合
最初からごく小部数しか発行されていない場合 （例：大学紀要、郷土資料等）	海外から取り寄せる必要があるなど、入手までに一定の時間を要する場合

（※）なお、例えば、初版本（絶版）と復刻版が異なる内容である場合には、初版本については絶版等資料に該当することになると考えられる。

関係者間協議に基づく運用

・**漫画**、**商業雑誌**、**出版されている博士論文等**については、**取扱いを留保・除外（送信しない）**。

（※）法律上は送信することも可能となっているが、権利者保護の観点から、運用上送信しない取り決めをしている。

・その他の図書等については、（ｉ）国立国会図書館による**入手可能性調査**（目録等を確認の上、リスト化）、（ii）**事前除外手続**、（iii）**事後除外手続（オプトアウト）**という３段階の手続を行い、**「絶版等資料」であること、権利者の利益を不当に害しないことなどを担保。**

（※）上記（ii）（iii）で出版社等から除外申出があった場合、（ア）市場で流通している場合（おおむね３か月を目安として流通予定である場合を含む、（イ）著作権が集中管理されている場合、（ウ）著作者から送信停止要請があった場合（人格的理由）、（エ）経済的理由以外の正当な理由（人権侵害、個人情報保護等）がある場合には、送信対象資料から除外されることとなる。

2

①絶版等資料のネット送信：2022年5月19日スタート！

条文解説 （第３１条第４項）【新旧６ページ（全体の56ページ）】

青字：対象行為の中核、赤字：送信に当たっての条件

絶版等資料のうち、3月以内に復刻等の予定があるものを除いたもの（第6項で定義）

（図書館等における複製等）

第三十一条　（略）

２・３　（略）

４　**国立国会図書館**は、**次の各号に掲げる要件を満たすとき**は、**特定絶版等資料に係る著作物**について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、**自動公衆送信**（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物の**デジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る**。以下この項及び次項において同じ。）**を行うことができる**。

一　当該自動公衆送信が、当該著作物を**あらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者**（次号において「**事前登録者**」という。）**の用に供することを目的とするものである**こと。

二　当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に、**事前登録者であることを識別するための情報の入力を求める措置を講じている**こと。

ID・パスワードの入力を求める措置

①絶版等資料のネット送信：2022年5月19日スタート！

条文解説 （第３１条第５項）【新旧６ページ（全体の56ページ）】

※利用者側で可能な行為について規定（第１号：複製、第２号：公の伝達）

5　前項の規定による**自動公衆送信を受信した者**は、**次に掲げる行為を行うことができる**。

一　自動公衆送信された当該著作物を**自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること**。

二　次の**イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件**に従つて、自動公衆送信された当該著作物を**受信装置を用いて公に伝達すること**。

イ　**個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等**のものとして**政令で定める大きさ以下の大きさで表示**する場合　**営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行う**こと。

ロ　**イに掲げる場合以外**の場合　**公共の用に供される施設**であつて、**国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置**するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な**法に関する知識を有する職員**が置かれているものにおいて、**営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行う**こと。

ロ：巨大スクリーンなどに表示する場合には、権利者への影響が大きいことから、厳格な要件を設定

①絶版等資料のネット送信：2022年5月19日スタート！

条文解説 （第３１条第６項・第７項）【新旧７ページ（全体の57ページ）】

※「特定絶版等資料」の定義（第６項）・除外手続（第７項）について規定

6　第四項の**特定絶版等資料**とは、第二項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る**絶版等資料のうち**、**著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出**を受けて、**国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたもの**をいう。

7　**前項の申出**は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して**三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行う**ものとする。

②図書館資料のメール送信

1．② 図書館等による図書館資料のメール送信等（第３１条第２項等関係）

【現行制度・課題】

・国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等は、**利用者の調査研究の用に供する**ため、図書館資料を用いて、**著作物の一部分**（「半分まで」というのが一般的な解釈・運用）**を複製・提供**（郵送を含む）することが可能。

⇒ **メールなどでの送信（公衆送信）は不可**

⇒ デジタル・ネットワークを活用した**簡易・迅速な資料の入手が困難**

【改正内容】

・**権利者保護のための厳格な要件（次頁参照）**の下で、国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、**利用者の調査研究の用に供する**ため、図書館資料を用いて、**著作物の一部分（政令で定める場合には全部）をメールなどで送信することができる**ようにする。

・公衆送信を行う場合には、**図書館等の設置者が権利者に補償金を支払う**ことを求める。

（※）実態上、**補償金**はコピー代や郵送代と同様、基本的に**利用者（受益者）が図書館等に支払う**ことを想定。

（※）**補償金の徴収・分配**は、文化庁の指定する**「指定管理団体」が一括して行う**。**補償金額**は、**文化庁長官の認可制**（**個別の送信ごとに課金**する料金体系、**権利者の逸失利益を補填できるだけの水準**とする想定）

②図書館資料のメール送信

【権利者保護のための厳格な要件設定】

（１）正規の電子出版等の市場との競合防止

著作物の種類や電子出版等の実施状況などに照らし**「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、公衆送信を行うことができない**旨のただし書を設ける。

（※）具体的な解釈・運用は、文化庁の関与の下で幅広い関係者により**ガイドラインを作成**

（２）利用者によるデータの不正拡散等の防止

・事前に、**利用者が図書館等に氏名・連絡先等を登録**することを求める。

（※）登録の際、**不正利用防止のための規約への同意**を求める。**不正利用が判明した場合はサービスを停止**

・図書館等による公衆送信に当たって、**技術的措置（コピーガードの付加や、電子透かしによる利用者情報の付加など：省令で具体化）**を講ずることを求める。

（３）図書館等における法令を遵守した適正な運用等の担保

以下の要件を満たす図書館等のみが公衆送信を実施できることとする。

（ア）公衆送信に関する業務を適正に実施するための**責任者を配置**していること
（イ）公衆送信に関する業務に従事する職員に対して**研修を実施**していること
（ウ）**利用者情報を適切に管理**すること
（エ）公衆送信のために作成した**データの流出防止措置**を講ずること
（オ）その他、**文部科学省令で定める措置**を講ずること

（※）上記のほか、**関係者間で運用上の詳細なルール**が定められることを想定

②図書館資料のメール送信

補償金に関するスキーム（イメージ）

補償金額の認可

・指定管理団体が、①**図書館等の設置者の代表からの意見聴取**を経て、②**補償金額案を決定**し、③文化庁長官に対して**認可申請**を行う。

・**文化庁長官**は、④**文化審議会への諮問**を経て、⑤適正な額であると認めるときは**補償金額の認可**を行う。

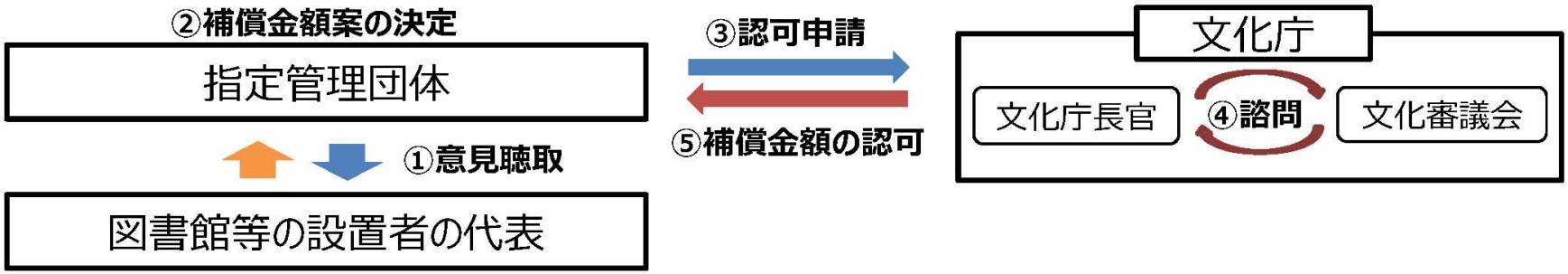

（※）なお、この補償金は、裁定制度における補償金のように、個別の利用ごとにアドホックに定められるものではなく、**図書館等における送信サービスにおいて幅広く適用される一般的な基準**として定められるもの。

補償金の徴収・分配

・**各図書館等**が、**個別の送信ごとに利用者（受益者）から補償金を徴収**し、一括して**指定管理団体に支払う**（その際、**送信実績もあわせて送付**する）

・指定管理団体は、**送信実績**をもとに、**各分野の権利者団体などを通じて権利者・出版社に分配**。

②図書館資料のメール送信

補償金の料金体系・金額に関する基本的な考え方（イメージ）

具体的な補償金の料金体系・金額は、前頁に記載の手続を経て、最終的には文化庁が認可することとなるが、現時点における基本的な考え方は、以下のとおり。

○包括的な料金体系（例：年額○円）ではなく、**個別の送信ごとに課金する料金体系**とする。

○一律の料金体系（例：１回○円）ではなく、**著作物の種類・性質や、送信する分量等に応じたきめ細かな設定**を行うことも想定。

○**権利者の逸失利益を補填できるだけの水準**とすることが重要。

○**現時点で想定される主な考慮要素**は、以下のとおり。

＜補償金額の設定に当たっての主な考慮要素＞

①**著作物の種類・性質・経済的価値**（例：市場価格等を踏まえた料金体系）

②**送信する分量**（例：ページ数に連動した料金体系）

③**送信形態・利用者の受ける便益**（例：ＦＡＸとメール等での差異、プリントアウトの可否による差異）

④**著作権等管理事業者などにおける使用料の相場**

⑤**諸外国における同様のサービスの相場**（例：ドイツ（著作物の10%が上限などのルールあり）では、１回当たり、公的機関・個人は3.27€、営利利用者は16.36€（ライセンス）など）

⑥**図書館等における事務負担・円滑な運用への配慮**

②図書館資料のメール送信

条文解説 （第３１条第２項）【新旧30ページ（全体の80ページ）】

青字：対象行為の中核、赤字：ただし書（送信不可の場合）及び送信に当たっての条件

一定の要件を満たした図書館等（第3項で定義）

（図書館等における複製等）

第三十一条　（略）

２　特定図書館等においては、その**営利を目的としない事業**として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が**著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部**について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、**当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信**（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）**の実施状況を含む**。第百四条の十の四第四項において同じ。）**及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない**。

「全部」の利用を認めて良いと関係者が合意したものを、随時政令で追加していくことを想定

公衆送信のために必要な複製（第1号）及び公衆送信（第2号）

②図書館資料のメール送信

条文解説 （第３１条第２項～第４項）【新旧30～31ページ（全体の80～81ページ）】

一　図書館資料を用いて次号の**公衆送信のために必要な複製**を行うこと。

二　図書館資料の原本又は複製物を用いて**公衆送信**を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された**電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）**による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る**。）。

3　前項に規定する**特定図書館等**とは、**図書館等であつて次に掲げる要件を備えるもの**をいう。

一　前項の規定による**公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者**が置かれていること。

二　前項の規定による**公衆送信に関する業務に従事する職員に対し**、**当該業務を適正に実施するための研修**を行つていること。

三　**利用者情報を適切に管理するために必要な措置**を講じていること。

四　前項の規定による公衆送信のために作成され**電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置**を講じていること。

五　**前各号に掲げるもののほか**、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として**文部科学省令で定める措置**を講じていること。

※利用者側で可能な行為（複製）について規定

4　第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した**特定図書館等の利用者**は、**その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる**。

②図書館資料のメール送信

条文解説 （第３１条第５項、第１０４条の１０の２、第１０４条の１０の４）
【新旧31ページ、39～40ページ（全体の81ページ、89～90ページ）】

※公衆送信に伴う補償金の取扱いについて規定

5　第二項の規定により著作物の**公衆送信を行う場合**には、**特定図書館等を設置する者**は、**相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない**。

（図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使）
第百四条の十の二　**第三十一条第五項**（第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第百四条の十の四第二項及び第百四条の十の五第二項において同じ。）**の補償金**（以下この節において「**図書館等公衆送信補償金**」という。）**を受ける権利**は、図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、**全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）によつてのみ行使することができる**。

2　（略）

（図書館等公衆送信補償金の額）
第百四条の十の四　第百四条の十の二第二項の規定により指定管理団体が図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、**指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない**。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　**前項の認可があつたときは、図書館等公衆送信補償金の額は、第三十一条第五項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする**。

②図書館資料のメール送信

条文解説　（第１０４条の１０の４、附則第８条第２項）
【新旧40ページ（全体の90ページ）、案文39ページ（全体の45ページ）】

３　指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、図書館等を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

４　文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る図書館等公衆送信補償金の額が、**第三十一条第二項の規定の趣旨**、図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆送信の態様に照らした**著作権者等の利益に与える影響**、図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより**特定図書館等の利用者が受ける便益その他の事情**を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

５　文化庁長官は、第一項の認可をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

附　則

（検討等）
第八条　（略）
２　政府は、第二条改正後著作権法第三十一条第三項に規定する特定図書館等の設置者による図書館等公衆送信補償金（第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項に規定する図書館等公衆送信補償金をいう。以下この項において同じ。）の支払に要する費用を第二条改正後著作権法第三十一条第二項に規定する特定図書館等の利用者の負担に適切に反映させることが重要であることに鑑み、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、図書館等公衆送信補償金の趣旨及び制度の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

知的財産戦略調査会提言
（2021年6月1日）

2021年知的財産戦略調査会提言：デジタルコンテンツの利活用について

令和３年通常国会において、国会図書館が絶版等資料のデータを直接利用者に対して送信することを可能とする改正著作権法が成立した。しかしながら、絶版となっている商業雑誌及び漫画については、運用上、対象外となるおそれが高い。そこで、これらのうち現に流通している単行本への影響が大きい商業雑誌（文芸誌や漫画雑誌、2000年以降に刊行されたもの等）以外についても、各種権利者の理解を得つつ、著作権者や原出版社へ非金銭的インセンティブを付与し、かつ、オプトアウトを認めることを前提に、国会図書館から直接利用者に対して送信できる運用とすることを求める。

日本が真のコンテンツ大国となるためには、書籍や美術品等のデジタル化の加速等デジタルアーカイブ社会の実現に向けたより一層の取組みが不可欠であり、政府実施計画を作成し、予算措置を行う必要がある。また、その担い手を確保するため、デジタルアーキビストの国家資格創設を検討するとともに、教育カリキュラムや教材の整備を行うことが重要である。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

- 次世代デジタル著作権の確立までの工程表の作成
- 権利情報データベースの整備
- 簡素で一元的な権利処理を可能とする方策の検討
- 新しい権利管理や利益分配モデルの社会実装の検討
- 日本のコンテンツの海外展開支援
- 国会図書館から利用者への絶版商業雑誌（現に流通している単行本への影響が大きいものは除く）及び絶版漫画の送信の実現
- デジタルアーカイブ社会実現に向けた政府実施計画の作成及び予算措置
- デジタルアーキビストの国家資格創設の検討

2021年知的財産戦略調査会提言：国会DXについて

令和３年通常国会において、デジタル改革関連法案が成立し、本年９月にはデジタル庁が発足する等、行政DXが強力に推進されている。他方、国会の現場はまだまだデジタル化が遅れており、国会DXは喫緊の課題である。国会DXの総合的な検討は、政治制度改革実行本部において行われているが、国会DXを進める際に問題となる著作権法上の論点については、知的財産戦略調査会において検討を行ってきた。

特に、国会図書館が立法活動の補佐として行っている国会議員への資料の複製物の提供がメール等のオンラインではできないこと、令和３年通常国会での著作権法の改正後もなお国会図書館がデジタル化した資料のうち絶版等資料以外のもの（現状約 69 万点）は、来館せずに議員会館等から閲覧することができないこと等は、デジタル時代における立法活動の効率化のためだけでなく、国会図書館職員の業務の高度化、働き方改革等の観点からも改善が不可欠であるが、現行著作権法上は実現できない。

また、国会議員の国会審議の映像をSNS等に投稿することについては、デジタル時代における政治的表現の自由の確保、統治機構の透明性向上等の観点から重要であるが、現行著作権法上は、許諾を得ずにその配信を行うことはできない。

以上のように、国会DXを進める際は、著作権侵害、とりわけ公衆送信権侵害が問題となるが、極めて公益性が高い立法活動におけるDXが著作権を理由に実現できないということはあってはならない。著作権者の利益を不当に害することにならないよう配慮しつつ、国会DXを推し進めるための著作権法の改正が求められる。

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

・立法目的の公衆送信を可能とする著作権法42条改正等の検討
・国会審議映像のSNS投稿等を可能とする同法40条改正等の検討

「国会のDX」提言
（2021年6月18日）

自民党：「国会のDX」提言（2021年6月18日）

国会DXに向けたデジタル環境の整備について	(1) インフラとしてのデジタル環境の整備 (2) 公用PCのスペックの向上 (3) 公用PCの議員室外への持ち出し禁止要件の抜本見直し (4) イントラネットのDX (5) デジタル・ディバイドの解消 (6) 国会審議映像のSNS投稿等を可能とする措置
国会（院内、議員会館等）への入退館手続きのDX	(1) 国家公務員の院内への入館 (2) 国家公務員・一般来館者の衆参両院の議員会館への入館手続きDX
国立国会図書館のDX	(1) **国立国会図書館資料のデジタル化の推進** (2) **国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供等の実現** (3) **国立国会図書館の資料・情報の収集・保存におけるデジタル化の促進**

国会のDX：前文（問題意識）

前　文

　国立国会図書館は国会に属する機関として、国立国会図書館法によって図書及びその他の図書館資料の収集と図書館奉仕の提供、そして国会議員の職務遂行の補佐を行うことが目的として定められている。我々国会議員がデジタル社会においてスピーディーな政策立案が求められる中、国際社会に遅れを取らず、情報をデジタルで収集可能とする仕組みの構築が必要である。そして国立国会図書館の DX を進めることにより、図書館職員と議員秘書の業務環境の改善、電子保存の手法において我が国の文化の補完にもつながるものと考える。デジタル社会における国立国会図書館の本来の機能の更なる向上を図るためにも DX の検討を提案する。

国会のDX：国立国会図書館資料のデジタル化の推進

（１）国立国会図書館資料のデジタル化の推進

国立国会図書館の DX は資料のデジタル化が進まなければ始まらないが、現在のデジタル化済み資料は 1968 年までの約 244 万点であり、資料全体の約 5 分の 1 のみである。昨年、自民党・知的財産戦略調査会から、2000 年まで（約 165 万点分）の予算 207 億円の確保を提言し、それを受けて、令和 2 年第三次補正予算で 60 億円は措置済みだが、残りの予算が確保され、国立国会図書館資料のデジタル化を着実に推進することが必要である。

なお、デジタル化資料については、OCR（光学文字認識）処理しテキスト検索を可能にするとともに、スニペット表示できるようにすることを要望する。また、視覚障害者等も利用しやすいデータの充実にも取り組むことを求める。

国会のDX：国立国会図書館資料からの複製資料のオンライン提供等の実現

（２）国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供等の実現

現在、国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供は、著作権法上の公衆送信に該当し、かつ、権利制限規定がないため、実現できない。この状況は、令和３年改正著作権法の施行によって一部は改善されるものの、抜本的な改善とはならない。国立国会図書館が国会議員に対して立法活動の補佐として行う複製資料の提供については、立法の目的という極めて公益性が高い活動であり、著作権法によって阻害されるということはあってはならないはずである。そこで、本年の自民党・知的財産戦略調査会からの提言を踏まえ、著作権法42条改正等を行うことによって、著作権者の利益を不当に害さないことを条件に、早急に、国立国会図書館からの複製資料のオンライン提供を実現することを提案する。

また、同時に、国立国会図書館がデジタル化した全ての資料の閲覧も実現することを求める。なお、国会議員の活動に係る調査にあたり、例えばイントラネットを通じた情報収集が公衆送信に該当するか否かの定義は、今後も議論すべき課題である。

国会のDX：国立国会図書館資料・情報の収集・保存におけるデジタル化の促進

（３）国立国会図書館の資料・情報の収集・保存におけるデジタル化の促進

国立国会図書館の DX をより一層推進するため、2000 年以降の資料のデジタル納入や蔵書の電子完結について検討を行うとともに、ボーンデジタルの資料（電子出版のみの書籍、デジタル版のみの記事等）の収集・保存の対象拡大、ストレージ等の設備のデジタル化対応等の取組みを行うことを求める。

授業目的公衆送信補償金制度
～指定管理団体 SARTRAS～

授業目的公衆送信補償金制度：概要

- **あらゆる種類の著作物**利用について**ワンストップ**の指定管理団体を通じ権利の**一括処理**が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、**教育などの未来への投資**に生かす。
- 一方、作家や作曲家など**クリエーターへの対価還元により次なる創作**を促す。

許諾権の制限と**ワンストップの窓口**
コンテンツの**定額利用サービス**

学校など
教育機関の設置者※1

補償金の支払い

指定管理団体※2
授業目的公衆送信
補償金等管理協会
（SARTRAS）

分配業務受託団体
（著作権等管理事業者等）

補償金の分配

作家や作曲家
などの権利者

- **利用のための許諾が不要**
  ⇒権利者を探さなくていい
  ⇒利用を断られない
- **早くて簡便な手続**
  ⇒授業準備に余分な手間を取らない
  ⇒教員や児童生徒は手続き不要

児童生徒等1人当たりの年額※3
- 大学　720円
- 高校　420円
- 中学校　180円
- 小学校　120円
- 幼稚園　60円

（補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。）
※1：著作権法第35条第1項・第2項。　※2：著作権法第104条の12。　※3：学校種別の詳細な補償金額は補償金規程を参照。学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。

出典：文化庁資料
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/61/pdf/93245501_08.pdf

授業目的公衆送信補償金制度：分配スキーム

- サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の**分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託**し、受託団体が**できる限り個別の権利者に分配**。また、著作権の保護や著作物の創作の振興・普及のため、**クリエーターや教育全体の利益に資する共通目的事業に支出**。
- **権利者特定分のみ受託団体に分配を委託。それ以外の補償金収入額はSARTRASが管理**し、文化庁が直接監督することで透明性を確保。

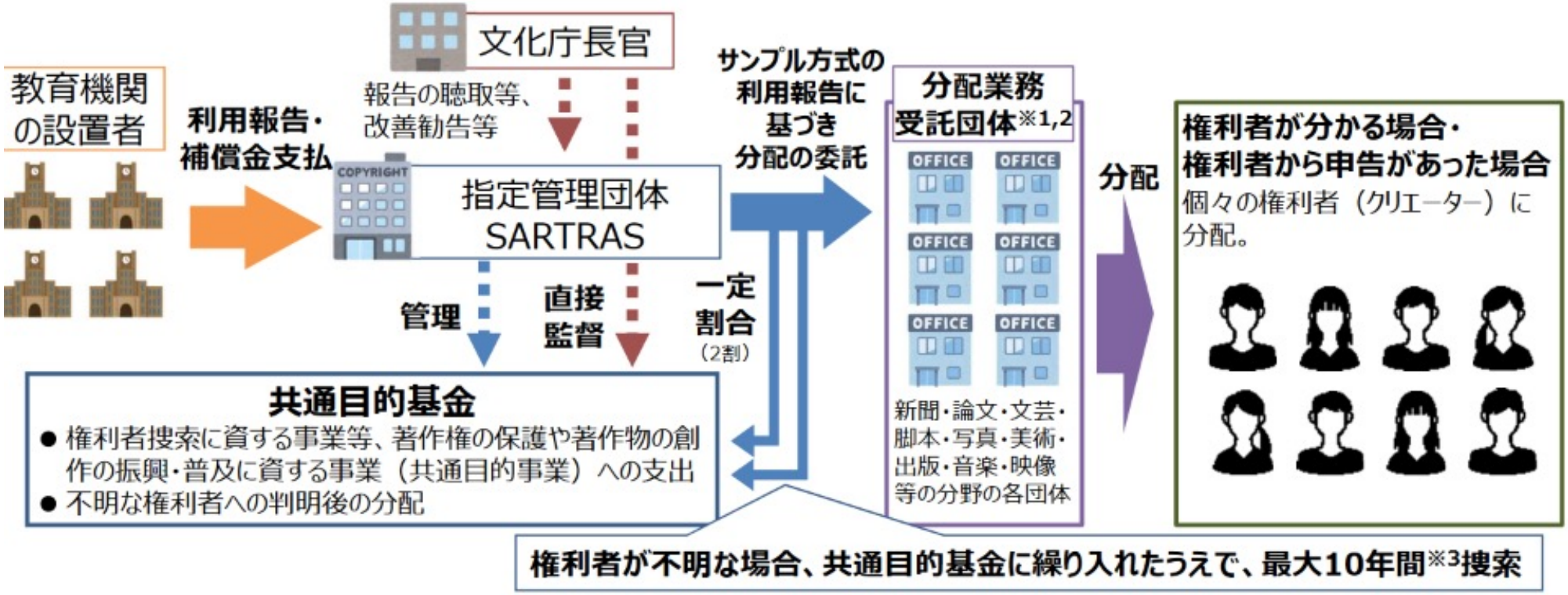

※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分配の再委託は原則不可。ただし適正で効率的な分配を実現するためやむをえない事情がある場合、SARTRASの承認を得て可能。再委託に係る経費は受託団体が負担。 ※2：分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う（大学教員への分配の窓口となる団体が来年度に設立される予定）。また、海外の権利者に対して分配を行う窓口となる団体を本年夏頃を目途に設立し、来年度中に外国の権利者団体と双務協定を締結予定。 ※3：一般債権の消滅時効が最大10年であることから。

出典：文化庁資料
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/61/pdf/93245501_08.pdf

授業目的公衆送信補償金制度：SARTRASの概要

- 授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（第104条の11）。
- 2019年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名 ：Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons
略称 ：**SARTRAS（サートラス）**
設立 ：2019年1月22日設立
代表理事：土肥一史
（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）

〔目的〕
本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕
（1）著作権法（以下「法」という。）第104条の１３第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
（2）著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
（3）著作権制度の普及啓発及び調査研究
（4）著作物の創作の振興及び普及
（5）著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
（6）教育における著作物等の利用に関する調査研究
（7）前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧　（2021年6月時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会 公益社団法人日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

出典：文化庁資料
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/61/pdf/93245501_08.pdf

改正国立国会図書館法
2022年5月25日成立!!

国立国会図書館法改正案：内容

1．有償等オンライン資料の収集開始

・現在、民間発行のオンライン資料（インターネット等で出版される電子書籍・電子雑誌等）のうち、無償かつ DRM（Digital Rights Management：著作権保護の目的で利用や複製を制限する技術）が付されていないものを収集しているが、有償又は DRM が付されたものも収集対象とする。

・なお、運用として、他の機関等において長期にわたり保存・利用されるもの（リポジトリ収録コンテンツ）について収集の対象外とする現行の仕組みは継続するが、民間リポジトリについては、収集対象からの除外の認定に際して、要件を厳格に確認して契約する。

2．地方公共団体と同等の納入義務を負うべき法人の追加

・地方公共団体情報システム機構（平成 26 年 4 月設立）及び地方税共同機構（平成 31 年 4 月設立）の出版物について、新たに地方公共団体と同等の納入義務を課すこととする。

出典：国立国会図書館から山田太郎事務所への2022年5月24日提供資料

国立国会図書館法改正案：有償等オンライン資料の収集開始

【目的】現在、無償かつDRM（Digital Rights Management：著作権保護の目的で利用や複製を制限する技術）が付されていないものを収集している民間発行のオンライン資料（インターネット等で出版される電子書籍・電子雑誌等）について、有償又はDRMが付されたものも収集対象とする。（「国立国会図書館法の一部を改正する法律」附則第2条、「国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程」第5条関係）。

【国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図】

【施行日】令和5年1月1日とする。

出典：国立国会図書館から山田太郎事務所への2022年5月24日提供資料

国立国会図書館法改正案：納本制度の拡大

【目的】地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構の出版物について、新たに地方公共団体と同等の納入義務を課すこととする（国立国会図書館法第24条の2・別表第2関係）。

【地方公共団体情報システム機構】
・平成25年5月31日に法律公布（平成25年法律第29号）
・平成26年4月に機構設立

【地方税共同機構】
・平成30年3月31日に地方税法の一部改正法が公布（平成30年法律第3号）
・平成31年4月に機構設立

【国立国会図書館法第24条の2第2項により納入義務を負う法人】

（1）港務局
（2）地方住宅供給公社
（3）地方道路公社
（4）土地開発公社
（5）地方独立行政法人
（6）**特殊法人等**
一定の要件を満たす特殊法人等については、**別表第2**に掲げ、地方公共団体に準じて、複数部数を無償で納入する義務を課している。

別表第2（現行）
地方競馬全国協会
地方公共団体金融機構
日本下水道事業団

改正

別表第2（改正後）
地方競馬全国協会
地方公共団体金融機構
地方公共団体情報システム機構
地方税共同機構
日本下水道事業団

【納入部数】4部とする（国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程4条2号関係）。

【施行日】公布の日とする。

出典：国立国会図書館から山田太郎事務所への2022年5月24日提供資料

国立国会図書館法改正案：過去の主な改正内容

第１次改正（昭和２４年法律第１９４号）納本制度の整備

第２次改正（平成６年法律第８２号）支部上野図書館に関する規定整備

第３次改正（平成１１年法律第３１号）国際子ども図書館設置

第４次改正（平成１２年法律第３７号）パッケージ系電子出版物の納本

第５次改正（平成１４年法律第６号）関西館の設置、複写事務の法定委託

第６次改正（平成１６年法律第１４５号）独立行政法人等の納入制度整備

第７次改正（平成１７年法律第２７号）館長等の待遇に関する規定削除

第８次改正（平成１９年法律第１０号）日本全国書誌の提供方法見直し

第９次改正（平成２０年法律第２０号）特殊法人等の納入規定の整備

第１０次改正（平成２１年法律第７３号）インターネット資料の収集制度化

第１１次改正（平成２４年法律第３２号）

オンライン資料（無償・ＤＲＭなし）の収集制度化

出典：国立国会図書館から山田太郎事務所への2022年5月24日提供資料

デジタルアーカイブの課題・問題点

これからのデジタルアーカイブの課題や問題点

① ボーンデジタル

② デジタル時代の著作権法の矛盾（公衆送信権問題、人格権から財産権へ）

③ デジタルの収益構造（利用頻度把握＝権利管理団体からサブスクモデルへ）

④ デジタルニュースのアーカイブ

⑤ ブロックチェーン、NFT、フィンガープリント技術など（デジタルのトラッキング）

⑥ データの所有権

⑦ 忘れられる権利　.etc

国会図書館デジタル化への取組み

国会図書館デジタル化の沿革

2019年12月4日	党・**知財調査会 デジタル社会知財活用小委「事務局長」就任** 知財の利用促進として国会図書館資料デジタル化についても検討
2020年9月1日	党・知財調査会として「国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言」をとりまとめ、5年総額207億円の予算措置を要請
2021年1月28日	令和2年度第3次補正予算の成立により、 国会図書館資料デジタル化予算60億円を措置※
2021年5月26日	2021年改正著作権法が成立（2022年1月1日施行） 図書館等による図書館資料の公衆送信を可能化する改正※
2021年12月20日	令和3年度補正予算案の成立により、 国会図書館資料デジタル化予算47.5億円を措置※
2022年5月	**デジタル化済みの資料のうち絶版等で入手困難なもの**について 国会図書館サイト上での閲覧サービス開始※

党・知財小委 デジタル知財活用小委「事務局長」就任

2019年12月 知的財産戦略調査会全体像

知的財産戦略調査会（親会）
林芳正 会長
小林鷹之 事務局長

①技術的優位の確保に関する小委員会
山際大志郎 小委員長
小林鷹之 事務局長

②デジタル社会に対応した知財活用小委員会
小林史明 小委員長
山田太郎 事務局長

③知的創造価値インフラ推進小委員会
上川陽子 小委員長
井林辰憲 事務局長

2019年デジタル知財活用小委のテーマ

名称	知的財産戦略調査会 デジタル社会に対応した知財活用小委員会
体制	小委員長：小林史明　衆議院議員 事務局長：山田太郎　参議院議員
目的	デジタル新時代を迎え、新たな知財に関する課題とその活用が模索されている。これらの課題を解決し、時代にあった知財の利活用を促進するための制度を構築する。2020年4月末までに一定の結論導出を目指す
テーマ	◆ 知財保護と活用のバランシング 　◆ 海賊版総合対策 　◆ DL違法化・リーチサイト規制 　◆ 著作権侵害にかかる発信者情報開示制度 ◆ 知財の利用促進 　◆ 個人情報等の活用（親委員会と共同） 　◆ デジタルコンテンツ流通促進DB 　◆ 正規版コンテンツ流通促進 　◆ フェアユース

国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言（2020年9月1日）

国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言

令和２年９月１日
自由民主党 政務調査会

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国の図書館が休館するなど研究者や教育者、学生などに大きな影響を及ぼした。同時に、ウィズコロナ時代のニューノーマルに対応した新たな研究・教育活動を下支えする学術環境の早期構築の必要性が明らかになった。

国立国会図書館の図書等のデジタル化の状況を振り返ると、著作権法（第 31 条第２項）により所蔵資料の網羅的なデジタル化が可能とされているが、実際には、年間約 43 万点の図書等の収集に対し、わずか 2 万点（約 5%）のデジタル化処理能力（予算）しか備えていない。また、国内刊行の図書等のうち、概ね 1968 年以前の発刊の図書等 244 万点（約 20%）のみしかデジタル化されておらず、デジタルアーカイブを前提とした図書等の活用に至っていないのが現状である。

また、①デジタル化された図書等について OCR（光学文字認識）処理がなされておらず本文検索ができない、②有償の電子書籍等や新聞社の WEB のみに掲載されたニュースについては収集もデジタルアーカイブもされていない、③もともとデジタルで作成された図書等についても紙資料での納本後改めてデジタル化せざるを得ないなどの課題が指摘されている。

政府の「骨太の方針 2020」においても「教育・研究環境のデジタル化・リモート化」「誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制整備」などと指摘されており、また、関係府省庁では、国立国会図書館でデジタル化された資料へのアクセスを容易化するための著作権法改正が検討されていることから、これと軌を一にして、日本の知の中心である国立国会図書館の図書等のデジタル化を推進し、収集した資料の保存と知の活用を強力に推し進めることが必要である。

具体的には、まず、デジタル化されていない2000年以前に出版された図書等（165万点）について、5年以内に紙資料を電子化する。その際、データには OCR 処理を行い、画像だけでなくコンピュータ文字として認識できる状態で保存し、すでにデジタル化している図書等についても併せて OCR 処理を行う。2001 年以降に出版された図書等については、2026 年までに広くデジタル化の実現手段を探る。

活用面では、国立国会図書館の関係者協議や関係府省庁において、上記課題やウィズコロナ時代に対応した図書館送信制度、絶版等資料へのアクセス容易化のほか、デジタルアーカイブされた図書等の全文検索とスニペット表示（検索キーワードの前後文章の表示）の公開促進などの実現に向けた検討がなされることが望ましい。

いずれにしても、専門的知見に基づく調査や豊富な情報資源の提供によって国会の活動をサポートするという重要な役割を担っている国立国会図書館におけるデジタル化の推進は、我々立法府に課せられた責務である。また、政府に対しても予備費の活用を含めた予算面での手当などその推進を強く求めるものである。

以 上

所蔵資料デジタル化事業の促進について

合計　２０７億円

① 資料デジタル化　１９０億円
※３８億円／年×５年間
⇒１９６９～２０００年刊行の図書約１６５万点のデジタル化を外部委託により行う。デジタル化された資料は③による OCR で全文テキスト化し、日本語ビッグデータとしても整備し、当該期間の資料の分析から様々な再発見を行うための基盤とする。

② 恒常的なデジタル化設備の整備　３億円
⇒年間１０万点程度のデジタル化を行う設備を東京本館内に整備する。デジタル化するものは、③で開発される OCR によって全文テキストによる検索を可能とする。

③ 資料利活用のための高精度分析 OCR システムの開発　４億円
⇒デジタル化資料の画像データから、全文テキスト化（OCR）と、挿絵や写真等の抽出・検索を可能とするための AI システムを開発する。利用者の利便性が向上するだけでなく、テキストと画像という AI 等のコンピュータで再利用可能な形に資料を転化させることを可能とする。

④ 電子書庫（ストレージ）の増強及びシステムの改修　１０億円
⇒大量のデータを処理するために電子書庫（ストレージ）の増強及び国立国会図書館デジタルコレクションの改修を行うとともに、大規模なデジタル化作業の進捗・品質を効率的に管理するための情報システムを構築する。

期待される効果：
（１）大学・図書館等が閉鎖された状況下での研究・教育活動を下支えする学術環境整備（オンラインによる情報アクセスの拡大）
（２）ジャパンサーチとの連携により、我が国のコンテンツ活用に貢献
（３）全文テキストデータの提供により、データ駆動型社会・研究に貢献

5年間で総額207億円の予算措置を提言！

山東参院議長・大島衆院議長への提言の申入れ

矢野主計局長・高木衆院議運委員長への提言の申入れ

国会図書館デジタル化の状況
（2020年時点）

国会図書館デジタル化の現状と対策（2020年時点）

現状	✓ 国立国会図書館には年間約43万点の納本があるが、デジタル化の能力はわずか2万点/年（5%弱、予算2.3億円） ✓ 所蔵1,240万点中デジタル化済みはわずか244万点（20%）（主に1968年以前の発刊の書籍） ✓ デジタル化していても、OCRされておらず全文検索ができない ✓ 書籍は紙で納品されている。また、有償電子書籍、新聞社のネット記事等は納品されておらず、アーカイブされていないのが現状
対策	✓ 1969～2000年まで刊行の出版物を5年間でデジタル化 ✓ 図書館納本制度の在り方の検討 ✓ デジタル化経費　38億円×5年＝190億円 ✓ OCRの開発、ストレージの強化等　17億円（初年度） ✓ 計207億円（既定経費での措置が難しいため枠外での措置）

国会図書館デジタル化の前提と課題（2020年時点）

コロナ禍	骨太の方針2020
全国の 図書館が閉館 （研究・教育等に 多大な影響）	・誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制整備などを通じて、ICTリテラシーや情報モラルの向上を図り、デジタル格差対策を推進する。（P18） ・STEAM人材の育成に向けて、教育・研究環境のデジタル化・リモート化を推進する（P28） ・研究のデジタル化・リモート化・スマート化の推進に向けた基盤の構築を図る。（P30）

課題

・著作権法上、国会図書館のみが全ての書籍の保存の為の複製（デジタルアーカイブ）を認められているが、デジタル化が進んでいない（デジタル化されているものも本文検索ができない）
・図書館送信（後述）の範囲が限定されているため、国会図書館に来ることが出来ない人が国会図書館の資産を活用できていない

国会図書館デジタル化の概況【新規】（2020年時点）

図書館の恒常的な予算では、当年度納本された本のわずか5%しか電子化する能力を保有していない

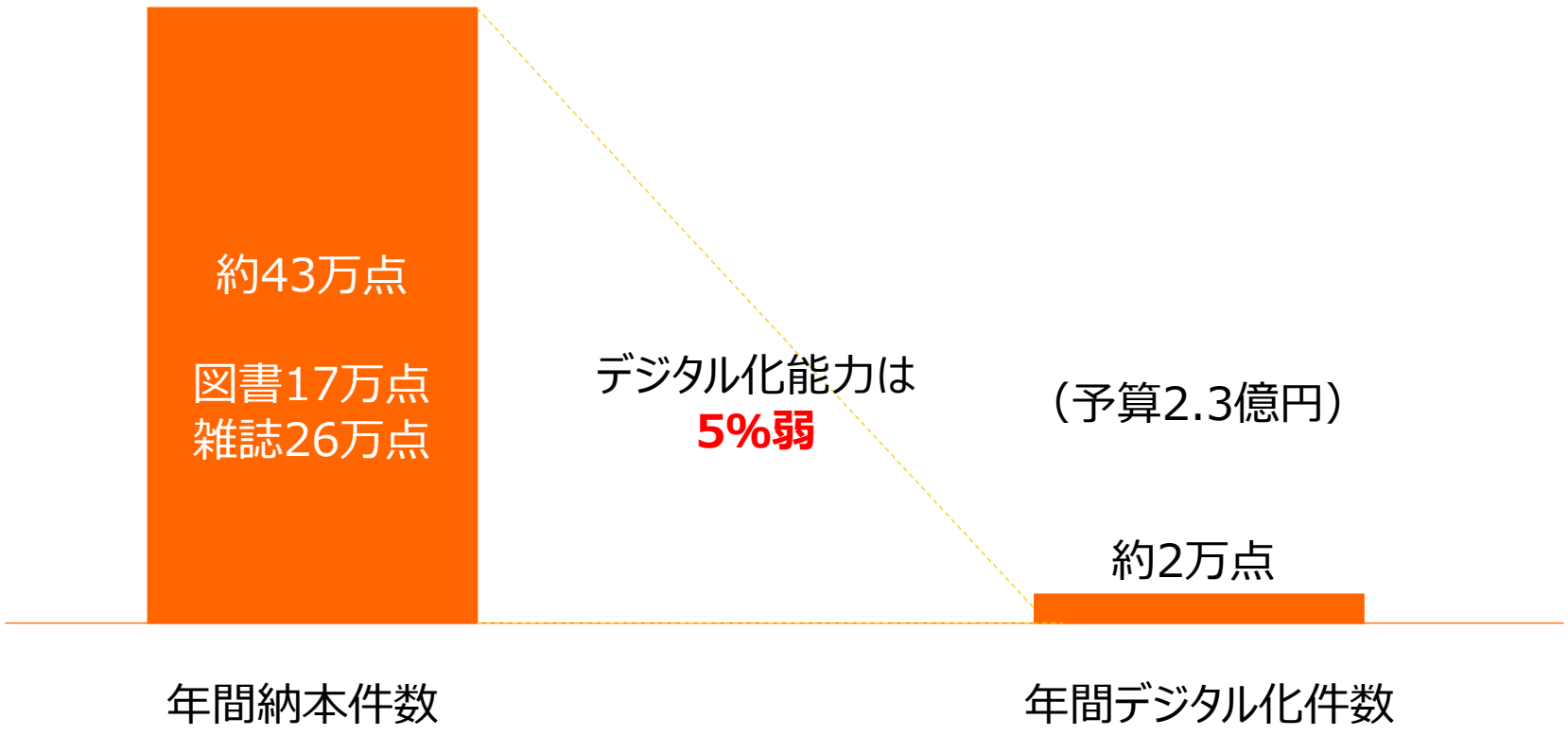

※令和元年度実績、納本点数には官公庁出版物（一部デジタル化不要のものもあり）を含む

国会図書館デジタル化の概況【既存】（2020年時点）

1969年以降の図書等（80%）は電子化されていない

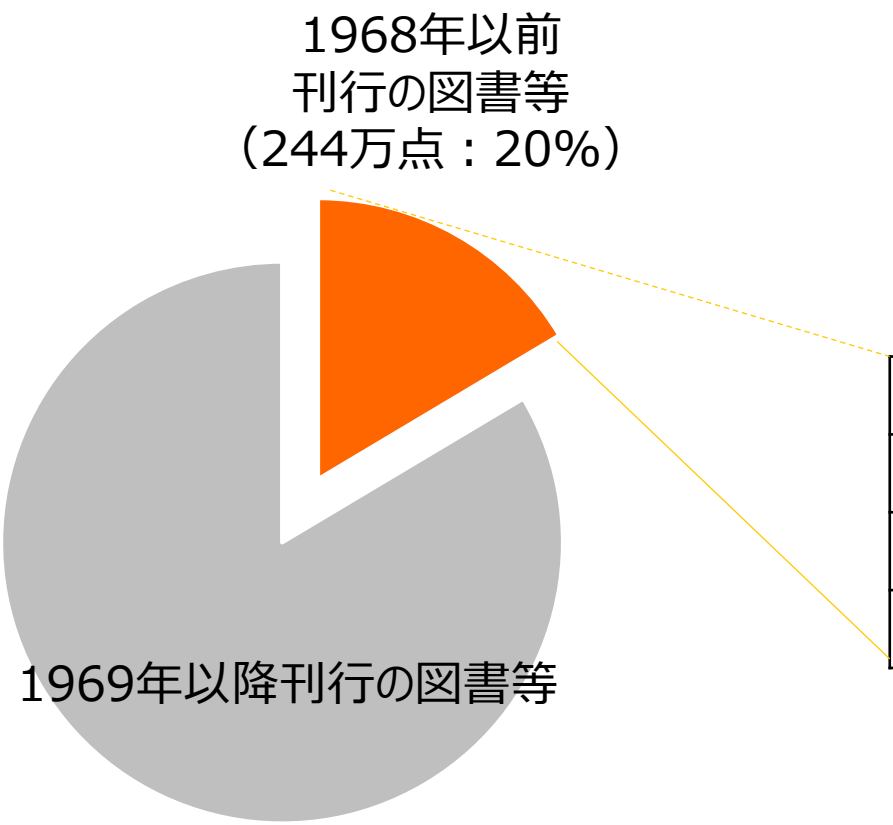

蔵書全体1,240万点

ネット公開(著作権期間満了)	37万点（15%）
図書館送信*(絶版)	147万点（60%）
館内限定(その他)	60万点（25%）
計	**244万点（100%）**

*図書館送信：登録した国内外の図書館等約1,200機関から、絶版等資料を利用できるサービス。

目指すべき姿と今後の実施事項・予算（2020年時点）

- 国会図書館のできる限りの電子化と資産活用のための検討を実施

目指すべき姿（仮案）	✓ 既に蔵書されているものについては、早急なデジタル化と全文テキスト化の実現（取り急ぎ2000以前刊行の165万点について電子化） ✓ 有償電子書籍等の納本や紙に加え、データでの提供の実現

■今後5年間での実施事項

予算	✓ デジタル化経費：38億円×5年＝190億円 ✓ OCRの開発、ストレージ増強等のシステム経費：17億円 ✓ 合計　207億円（5年間）
検討	✓ 自民党知財調査会デジタル小委での納本制度の在り方についての検討

国会図書館デジタル化予算と障害者優先調達推進法

障害者優先調達推進法の概要

その仕事、障害者就労施設に発注できませんか？

平成25年４月から

障害者優先調達推進法

がスタートします。

この法律（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

目　次

●法律の概要	2
●対象となる障害者就労施設等	3
●障害者就労施設等への発注例	5
●発注先となる就労支援施設の一覧	
障害福祉サービス事業所の共同受注窓口	6
厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体	10

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2

障害者優先調達推進法の概要

【法律の趣旨】

障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。
このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要です。

このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

同法は、平成24年6月20日に成立、同月27日に公布され、
平成25年4月1日から施行されます。

行政関係者の方には、法律の趣旨をご理解いただき、
障害者就労施設への発注拡大をお願いします。

国は障害者就労施設等からの調達を推進している！

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

○　国等は、障害者優先調達推進法(注)に基づき、毎年度、次の取組により、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進。

注：平成25年4月1日施行（平成24年6月20日成立（議員立法））

① **調達目標を含む毎年度の調達方針を策定**し、公表

② 調達方針に基づき、物品等の調達を行い、**年度終了後、調達実績を公表**

① 調達方針の策定・公表 → ② 調達方針に基づく調達の実施 → 調達実績の公表

主な障害者就労施設等

- 就労継続支援事業所（A型・B型）
  企業での就労が困難な障害者に、働く場の提供等を行う障害福祉サービス事業所
- 就労移行支援事業所
  企業への就労を希望する障害者に、必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所
- 特例子会社
  障害者雇用に特別の配慮をし、一定基準を満たすものとして厚生労働大臣に認定された会社

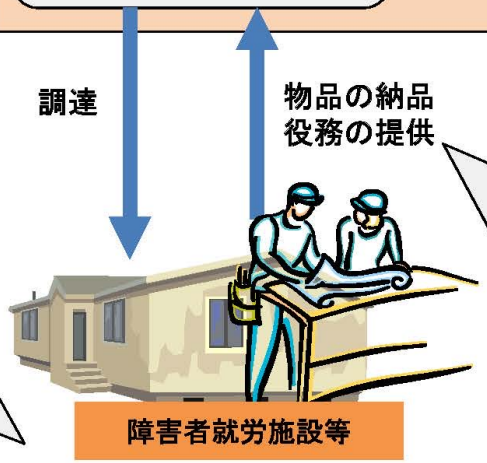

主な調達内容

【物品】
- 事務用品、書籍（筆記具、用紙、書籍等）
- 食料品、飲料
- 小物雑貨（記念品、清掃用具、防災用品等）

【役務】
- 印刷（ポスター、チラシ、封筒等の印刷）
- 清掃、施設管理
- 情報処理、テープ
- 飲食店等の運営（売店、食堂等）

※　国のほか、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人においても同様の取組を実施

障害者優先調達推進法と予算決算及び会計令

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（概要）

平成25年4月1日施行（平成24年6月20日成立）

目的（第１条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

国等の責務（第３条）

国及び独立行政法人等は、物品及び役務の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

【参考】予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）（抄）

（随意契約によることができる場合）

第九十九条　会計法第二十九条の三第五項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

十六の二　慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

当該規定を適用して障害者就労施設等と随意契約の締結が可能。

国による障害者就労施設等からの調達の現状（2018年度）

平成30年度　国による障害者就労施設等からの調達実績及び全体調達実績からの割合

府省庁名	合計件数	契約額(千円)	物品件数	契約額(千円)	役務件数	契約額(千円)	全体合計件数	割合	全体契約額(千円)	割合
内閣府	34	10,623	5	49	29	10,574	1,870	2.89%	128,900,000	0.01%
内閣官房・内閣法制局	20	929	11	296	9	633				
人事院	49	5,764	27	2,241	22	3,523				
宮内庁	47	8,326	10	1,303	37	7,023	265	17.74%	2,960,000	0.28%
公正取引委員会	15	1,399	2	665	13	734	123	12.20%	685,000	0.20%
警察庁	79	8,744	68	2,664	11	6,079	2,734	2.89%	102,600,000	0.01%
金融庁	16	1,875	15	1,817	1	58	182	8.79%	4,244,000	0.04%
消費者庁	7	635	0	0	7	635	120	5.83%	4,253,000	0.01%
個人情報保護委員会	2	208	0	0	2	208	29	6.90%	359,000	0.06%
復興庁	5	321	0	0	5	321	250	2.00%	10,500,000	0.00%
総務省	71	17,939	41	2,379	30	15,560	1,945	3.65%	103,400,000	0.02%
法務省	287	42,716	177	29,919	110	12,797	6,210	4.62%	136,200,000	0.03%
外務省	6	994	2	43	4	950	1,029	0.58%	52,690,000	0.00%
財務省	368	63,345	163	19,228	205	44,117	5,713	6.44%	163,600,000	0.04%
文部科学省	50	85,285	24	76,069	26	9,217	3,189	1.57%	98,400,000	0.09%
厚生労働省	3,413	392,330	2,406	121,089	1,007	271,242	6,945	49.14%	295,300,000	0.13%
農林水産省	151	15,143	25	3,186	126	11,957	7,810	1.93%	391,600,000	0.00%
経済産業省	122	14,609	30	4,510	92	10,098	487	25.05%	16,500,000	0.09%
国土交通省	843	103,302	461	47,703	382	55,600	18,912	4.46%	516,100,000	0.02%
環境省	71	5,793	49	2,348	22	3,445	2,669	2.66%	356,200,000	0.00%
防衛省	360	72,479	240	30,296	120	42,183	49,789	0.72%	2,445,100,000	0.00%
会計検査院	10	377	9	342	1	35				
衆議院	12	2,434	7	1,020	5	1,413				
参議院	3	282	0	0	3	282				
国立国会図書館	18	27,824	8	1,500	10	26,323				
最高裁判所	10	1,562	1	3	9	1,559				
合計	6,069	885,239	3,781	348,670	2,288	536,568				

令和元年10月24日現在

※　四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

出典：参議院厚生労働委員会調査室作成資料

国会図書館デジタル化関連の視察

国立国会図書館　視察（2020年7月31日）

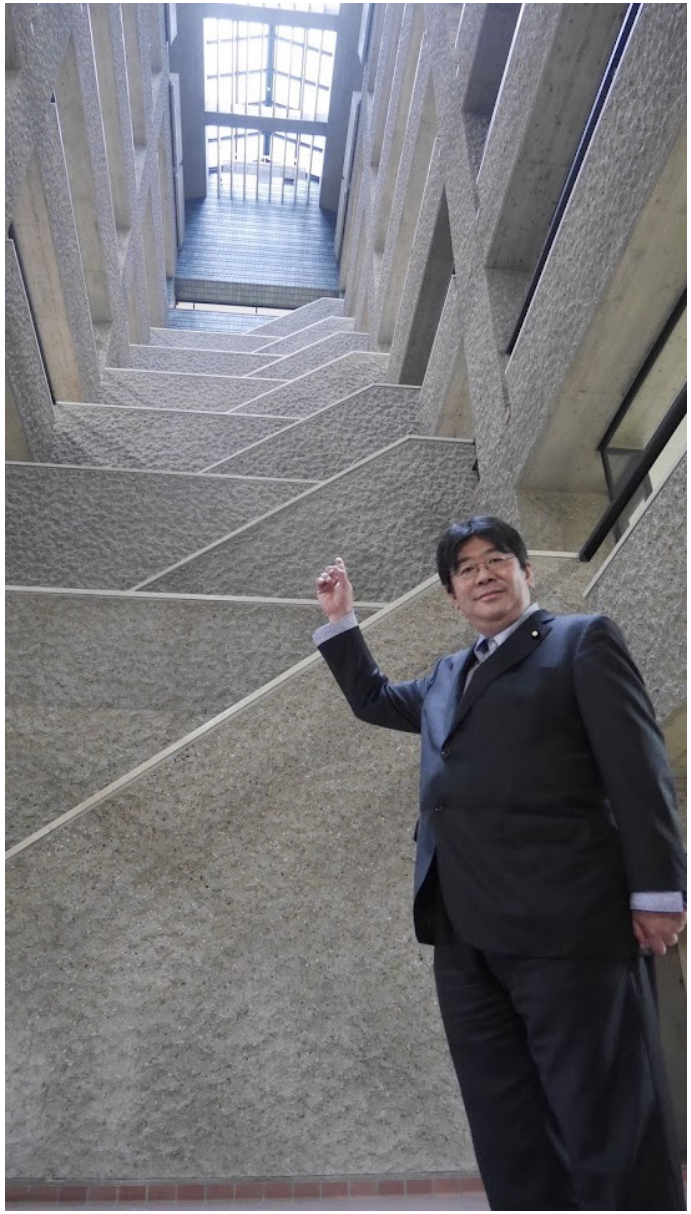

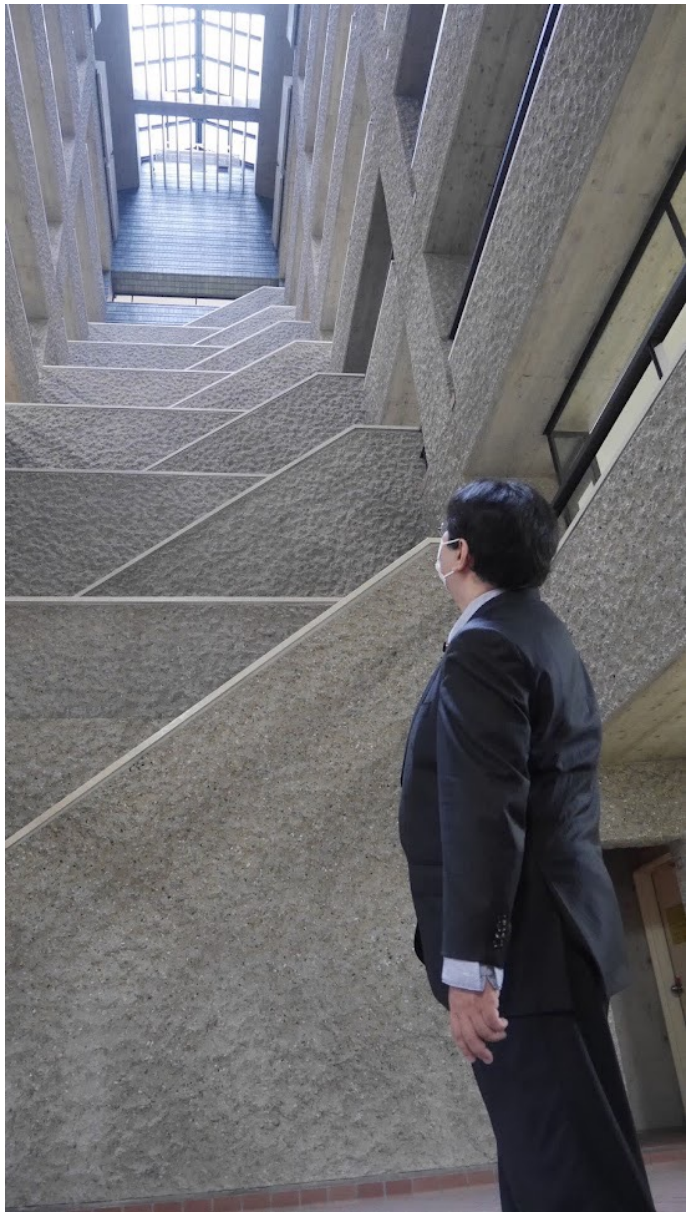

国立国会図書館　視察（2020年7月31日）

国立国会図書館　視察（2020年7月31日）

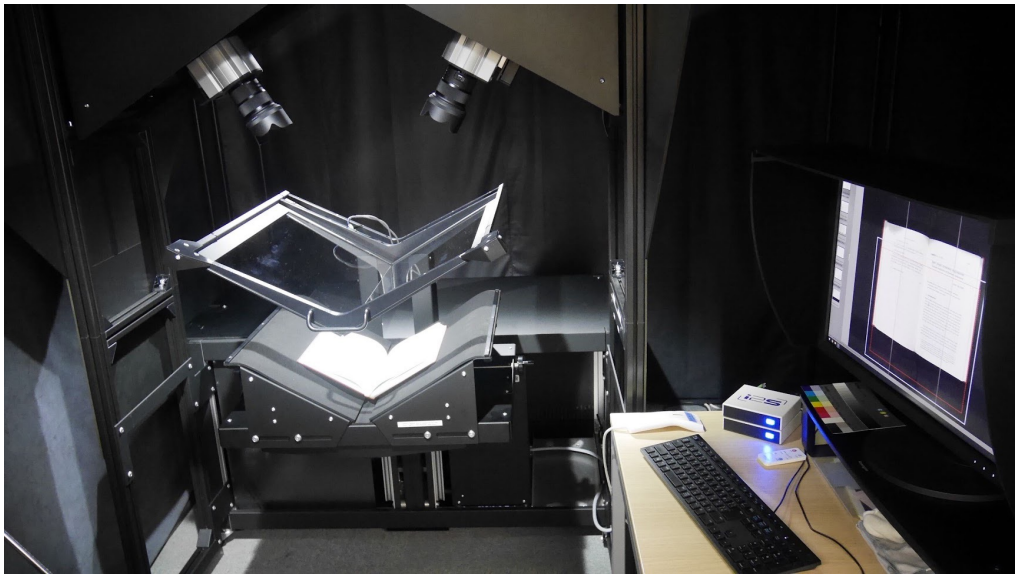

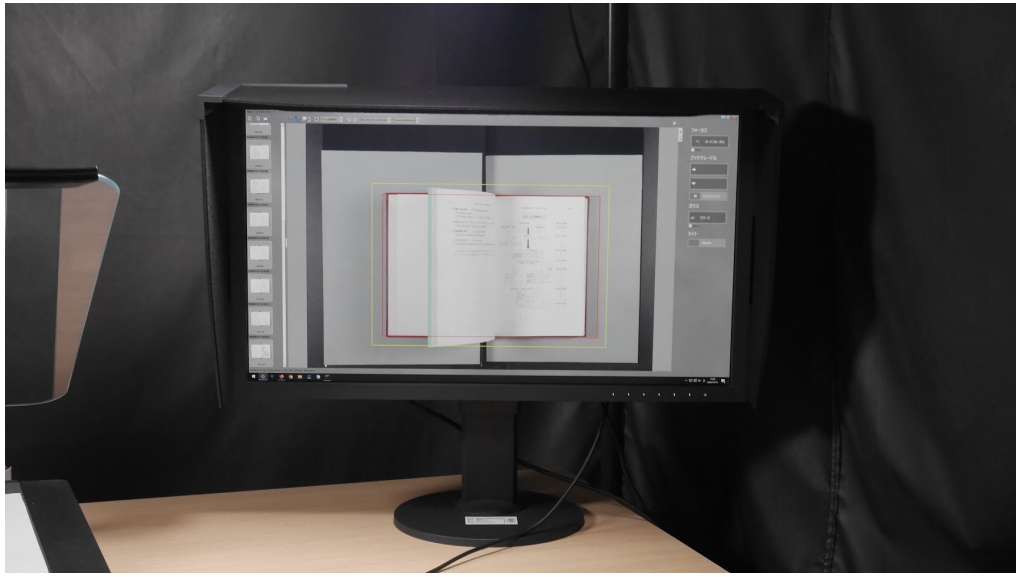

東京コロニー東村山（2022年1月13日）

出典：コロニー東村山HP

東京コロニー東村山（2022年1月13日）

東京コロニー東村山（2022年1月13日）

東京コロニー東村山（2022年1月13日）

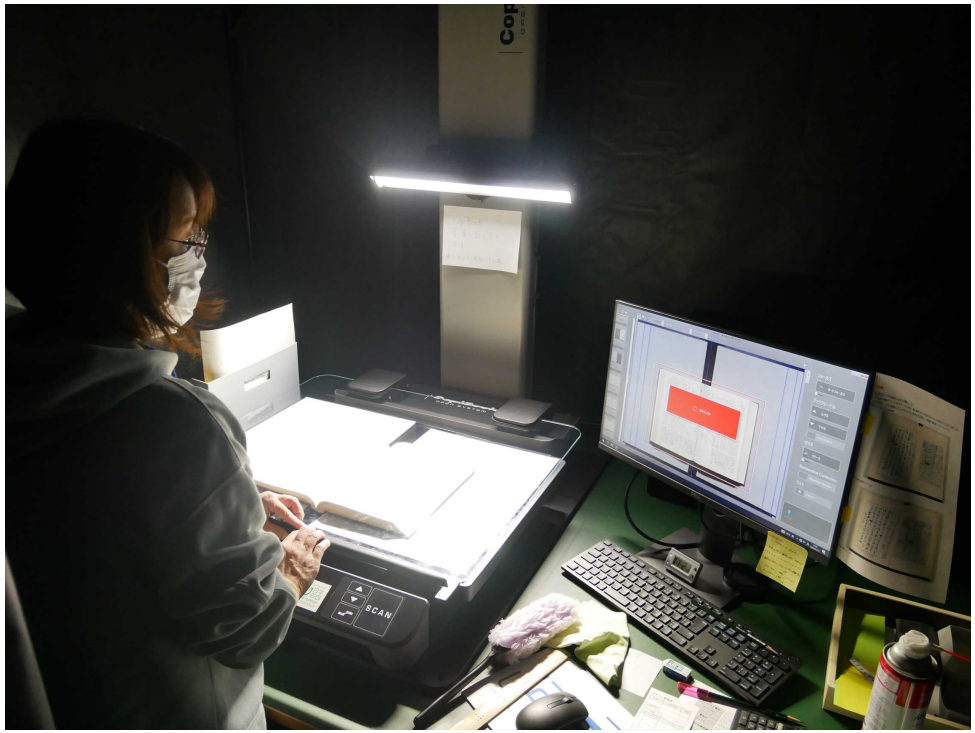

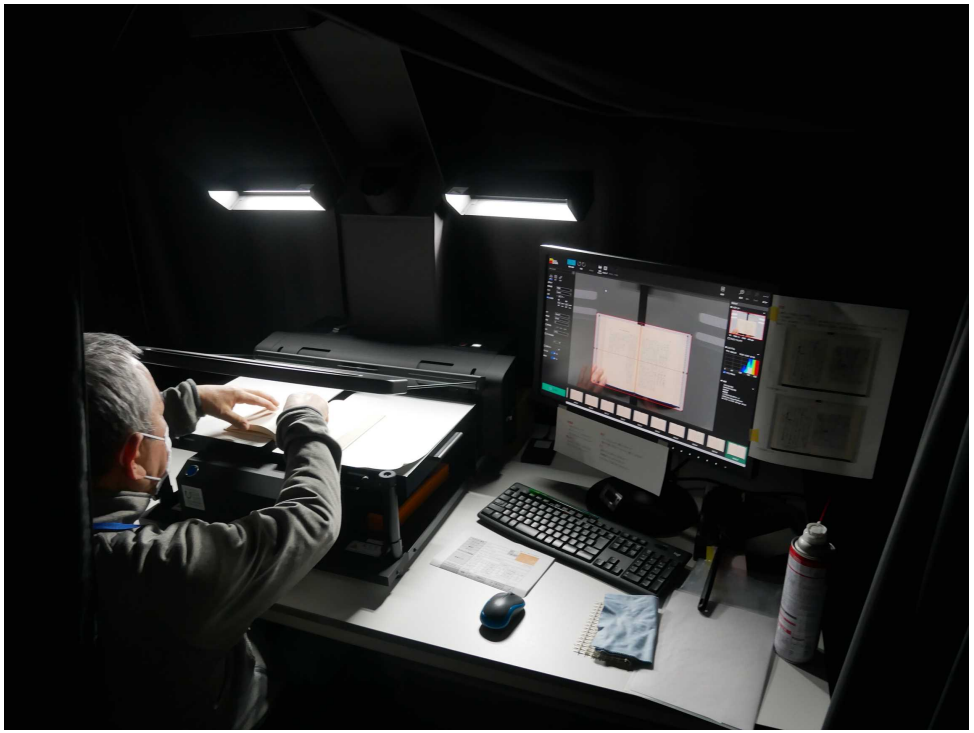

東京コロニー東村山（2022年1月13日）

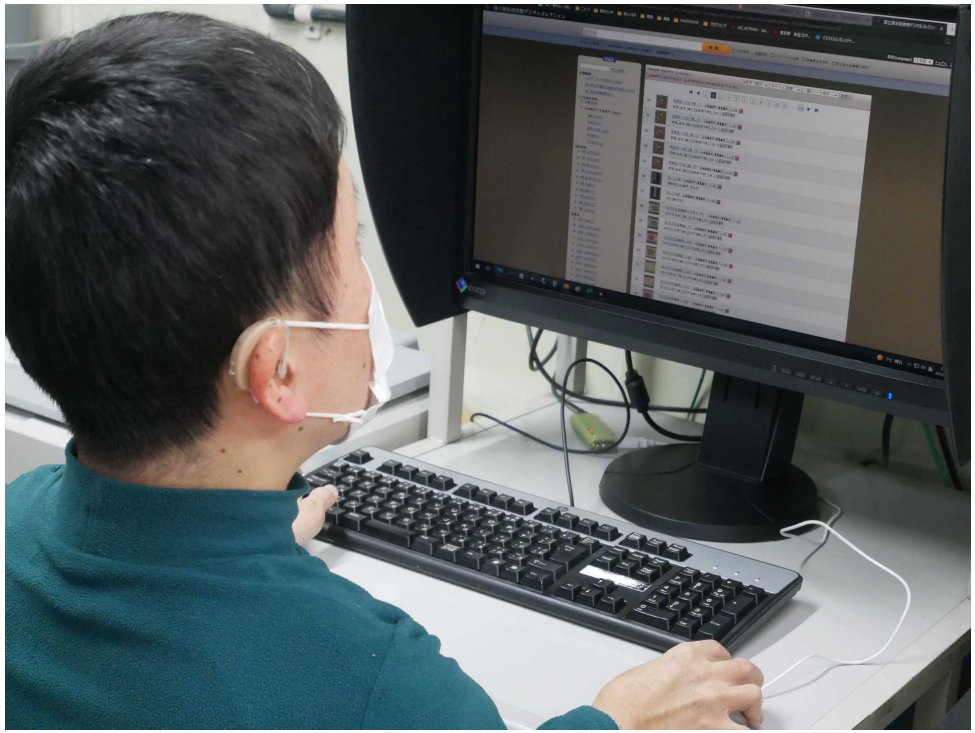

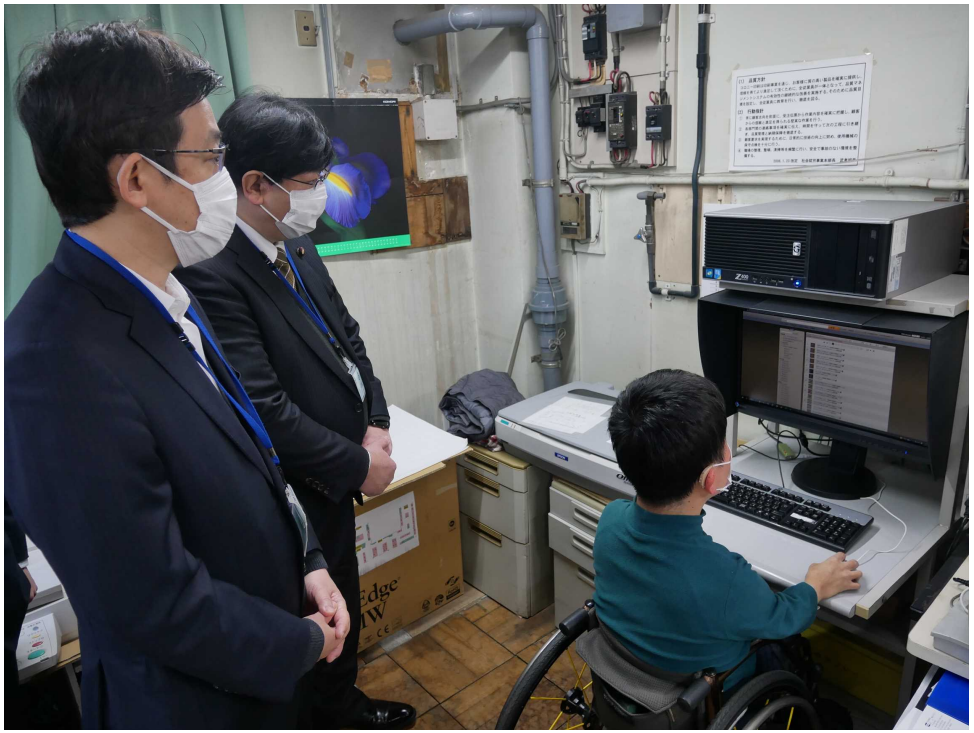

東京コロニー東村山（2022年1月13日）

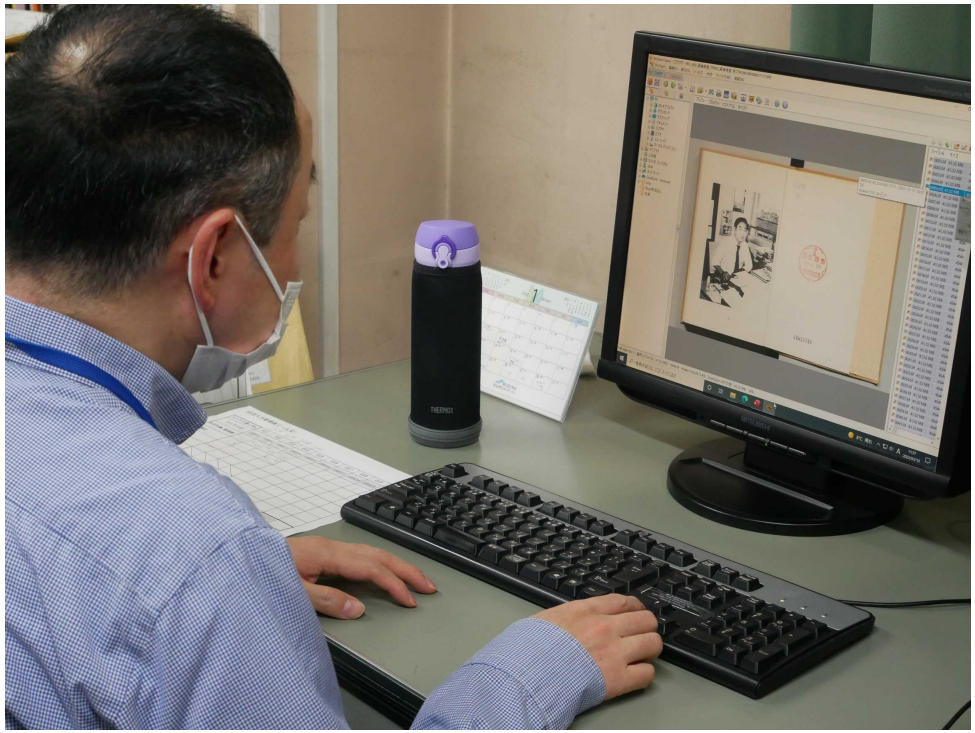

東京コロニー東村山（2022年1月13日）